

# 農業委員会議事日程

日 時：令和4年5月27日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所 301大会議室BC

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
8. 報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為
9. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 荒井忠男農業委員会会長外 13 名  
山崎健樹最適化推進委員外 14 名  
◎事務局出席者 滝沢資之事務局長外 2 名

【 会議概要 】

事務局長	ただ今から、令和4年5月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
事務局次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。 日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、1番 中嶋喜代栄 委員、2番 岡田和孝 委員にお願いいたします。 日程第5、「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。
事務局次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。  (進行の声あり)

議 長  
議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり可決、決定されました。  
日程第6、「議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

2 番岡田委員

2 番岡田です。1 番案件は国道沿いにあります事業所の南側にありまして、以前店舗があったところがございます。平成 13 年に転用許可が取られ平成 29 年にその一部国道に接した部分で、今回建売住宅としての申請です。隣接する農地はありません。のり面は現状で雨水は地下浸透、排水は下水道接続で問題はないと思います。

2 番案件は市道から 300m 東側、公園南側近くの田でございます。隣接住宅の県水道引き込み施設用地としての申請です。西側が水路を挟んで市道、北側・東側は宅地で南側が申請者のお宅です。コンクリートによる境界を設け雨水は地下浸透で問題はないと思います。

6 番島田委員

6 番島田です。3 番案件は団地の南西方向の住宅地にある畑であります。汚水は公共下水道に接続することになっています。隣接者の同意が得られおり問題はないと考えます。

5 番北澤委員

5 番北澤です。4 番案件は事業所の北側になります。東・南側は道路、北・西側は住宅があり、農地には接しておりません。雨水は地下浸透で、汚水は公共下水道という事で問題はないと思います。

5 番案件は保育園の東側になります。西と北側は道路、東と南側は父の農地になっています。隣接問題はないと思います。道路との段差がありますので盛土をして、南側と東側に L 型擁壁を設置、雨水は地下浸透で、汚水は公共下水道へ接続で問題ないと思います。

8 番渡邊委員

8 番渡邊です。6 番案件は駅北側の公園西側斜面です。現在の住宅が手狭になり増築したいということで、周りは譲渡人の畑及び申請者の畑なので、農地には影響しないと思います。雨水は地下浸透で、汚水は公共下水道へ接続で問題ないと思います。

13 番高松委員	13 番高松です。7 番案件は小学校より西の方へ 80mほどのところで、県道沿いにあり、東側は道路を挟んで住宅がっており、北側県道、南側・西側が畑となっております。雨水は地下浸透で、汚水は公共下水道へ接続で、隣接農地の耕作者からは同意が得られており、問題はないと思います。
9 番緑川委員	9 番緑川です。8 番案件は公民館の北西 150m、西側に鉄道が接しております。東は道路、南側は田で隣接耕作者より同意は得られております。排水等も適切で問題はありません。
議 長	<p>担当委員さんからの報告は終わりました。          質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑・意見を終結し採決いたします。          お諮りします。「議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」          原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 8 号」は、原案のとおり可決、決定されました。          続きまして、日程第 7、「議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による          集積計画について」、事務局より説明を求めます。</p>
事務局次長	<p>……議案内容説明……</p>
議 長	<p>質疑・意見を一括してお受けいたします。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議 長	<p>質疑、意見を終結し、採決いたします。          お諮りします。「議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計          画について」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積          計画について」原案案のとおり可決、決定されました。          以上で、議事はすべて終了いたしました。          続いて、日程第 8、「報告事項」について報告を求めます。</p>

議 長

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第9、「その他」について、事務局から説明を求めます。

……特になし……

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和4年5月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午後2時08分